

令和7年冬季無災害運動実施要領

～冬季に発生しやすい新潟特有の労働災害防止対策に取り組みましょう～

1 趣旨

新潟労働局では、例年、冬季特有の労働災害防止について働きかけを行っていますが、昨冬においては一昨冬の小雪から一転して大雪となったこともあり、雪による労働災害（休業4日以上）の死傷者数は 224 人となり、前年度比 127 人(130.9%)の大幅な増加となったところです。このうち、転倒による労働災害は 166 件で、雪による労働災害全体の約74%を占めています。また、50 歳代・60 歳代の高年齢労働者における災害発生率が高く、転倒すると重症化して休業日数が長期化している傾向となっていることや、最低気温が氷点下2度以下となると一気に転倒災害の発生リスクが高まる傾向が見られます。新潟労働局では、「第14 次労働災害防止推進計画(2023 年度を初年度とする5か年計画)」において、降積雪期における労働災害防止対策を重点施策の一つに位置付けています。年末年始の繁忙期を迎える中、作業量が増加すると同時に、気象条件(積雪・凍結等)の悪化、交通事情等により、労働災害の増加が懸念される時期であり、職場では余裕をもった行動と冬季特有の労働災害を防止するための特別な配慮が必要となることから、労働災害の減少を図るため、「冬季無災害運動」を実施することとします。

2 実施期間

令和7年12月1日から令和8年2月28日まで

3 主唱者

新潟労働局、各労働基準監督署

4 実施者

各事業者

5 主唱者の実施事項

- (1)労働災害防止団体等に対する協力要請
- (2)事業者、労働災害防止団体等が行う労働災害防止活動に対する指導・援助
- (3)ポスター・リーフレットの作成、ホームページ・記者発表等による広報

6 事業者の実施事項

- (1)経営トップによる冬季における安全衛生方針の決意表明
- (2)安全衛生パトロールの実施
- (3)積雪・凍結等による転倒災害防止対策の徹底

- (4) 交通労働災害防止ガイドラインに基づく冬季の交通労働災害防止対策の推進
- (5) 屋根雪除雪等による墜落・転落災害防止対策の徹底
- (6) 除雪機械等によるはさまれ・巻き込まれ災害防止対策の徹底
- (7) 山間地等、雪崩発生のおそれがある作業場所での作業中止を含む雪崩災害防止の徹底
- (8) 労働者に対する安全衛生教育の実施と安全意識の啓発